

ペーパーレス会議システム導入・運用業務
指名型プロポーザル実施要領

令和6年7月 福岡県大刀洗町

1. 目的

大刀洗町議会で配付する紙資料等を電子化することによってペーパーレス化を図り、また、会議中以外でも時間や場所を問わず、いつでも資料を閲覧できることで円滑な議会運営を目指すものである。

2. 事業の概要

- (1) 事業名 ペーパーレス会議システム導入・運用業務
- (2) 事業内容 別紙「ペーパーレス会議システム導入・運用業務仕様書」のとおり
- (3) 事業者選定方法 指名型プロポーザル方式
- (4) 事業期間 契約締結日から令和7年3月31日

3. 提案上限額

上限額 6,727,600円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格

- (1) 福岡県内に本社、支社又は営業所を有し、本町と速やかに連絡及び調整がとれること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

5. スケジュール等

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 指名通知及び仕様書等の送付 | 令和6年7月 5日（金） |
| (2) 参加表明書兼誓約書提出期限 | 令和6年7月12日（金） 16時まで |
| (3) 企画提案書・見積提出期限 | 令和6年7月22日（月） 16時まで |
| (4) プレゼンテーション | 令和6年7月30日（火） |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年8月 1日（木） |
| (6) 契約締結 | 令和6年8月上旬 |
| (7) タブレット納期 | 令和6年9月末 |
| (8) 運用開始 | 令和6年10月1日 |

6. 参加表明書兼誓約書の提出

プロポーザルへの参加意思確認のため、下記のとおり書類を各1部提出すること。なお、この書類の提出がなかった者については、このプロポーザルへの参加を認めない。また、書類提出後のいかなる時期においても参加を辞退することは可能とする。辞退の場合は、参加辞退届（様式第1号）を提出するものとし、辞退したことによる不利益な取扱いを行わない。

(1) 提出書類

- ①参加表明書兼誓約書（様式第2号）
- ②会社概要書（様式第3号）※指定様式以外に既存のパンフレット等の添付でも可とする。
- ③受注実績調書（様式第4号）
- ④ISO9001 及び ISO/IES27001 の登録証の写し（保有者のみ）
- ⑤納税証明書（国税・都道府県税・市町村税）

(2) 提出期限：令和6年7月12日（金）16時まで

(3) 提出方法：持参または郵送（当日消印有効）

7. 企画提案書等の提出

下記により提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類（いずれも正本1部、副本8部）

①企画提案書

作成については、「8. 企画提案書の作成」を参照すること。

②見積書（様式第5号）

消費税および地方消費税を含まない金額を見積額とすること。なお、見積金額の詳細内訳については、任意の様式で提出すること。

(2) 提出期限及び時間

令和6年7月22日（月）16時（必着）まで

(3) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(4) 提出先

大刀洗町議会事務局（大刀洗町役場2階）

〒830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多819番地

電話番号0942-77-4112

(5) 無効となる提案書等

提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

- ①実施要項に指定する作成、記載上の注意事項、提出方法、提出先及び提出期限等の条件に適合しないもの。
- ②記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④見積額が提案上限額を超えているもの。
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの。

8. 企画提案書の作成

参加者は、「ペーパーレス会議システム導入・運用業務仕様書」に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書等を作成すること。

(1) 企画提案書等に記載すべき事項

「9. (3) 選考基準」の評価項目に従い、企画提案書を作成すること。

(2) 企画提案書の作成における注意事項

- ①提案は、考え方や実現イメージを文章や図表等を用いて簡潔に記述すること。
- ②表紙及び目次を付し、以降のページ下に番号を印字すること。
- ③表紙及び目次を除いて両面 50 ページ以内にまとめること。
- ④提案書は、全てA4 版縦、長辺綴じ（左綴とじ）として製本すること。A3版の大きさのものは、A4版に折って綴じ込むこと。なお、使用する用紙の縦横は問わない。
- ⑤企画提案書中の文書及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように平易な表現とし、難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。
- ⑥見積額に含まない提案を記載する場合は、記載箇所にその旨を明記すること。

9. 提案事業の決定

(1) 審査組織

審査は、町が別に定める委員により組織された本プロポーザル審査委員会が行う。なお、参加者が1社の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(2) 選定方法等

- ①審査委員会は、企画提案書等提出書類の内容について審査し、また、参加者からのプレゼンテーションを受けて、下記の選考基準に基づき評価項目ごとに採点するものとする。
- ②総合得点の最高得点と同点の者が複数いた場合、見積金額が低い者を交渉権第1位の契約候補者とする。又、総合得点の最高得点と同点で見積金額も同額の者が複数いた場合は、くじ引きを実施し交渉権第1位の者を1者選定し、順位付けを行う。
- ③交渉権第1位に選定された契約候補者とは随意契約に向けた交渉を行う。なお、交渉権第1位に選定された契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「4. 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- ④参加者が1社の場合においても、内容を審査・採点する。その場合、総合点が70%以上でなければ契約候補者として認めないものとする。
- ⑤審査は、非公開とする。

(3) 選考基準

選考の基準は、下記の項目に基づき、提案事業の実現性及び経済性等について、企画提案書の内容評価と参加者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		評価の着眼点	配点
①	基本的事項	事業に対する意欲が感じられ、本町の考え方を十分理解しているか。本業務と類似する業務実績があるか。	10点
②	機能性	提案するシステムは仕様書の内容を満たしており、必要な機能を全てカバーしているか。	30点
③	スケジュール	導入計画が明確で、納入・設定後すぐに使用できるよう具体的な計画及び提案となっているか。	10点
④	教育・研修	操作教育や研修体制が整っているか。	10点
⑤	サポート体制	導入後のサポート体制が整っているか。	10点
⑥	追加提案	仕様書に示すものの他、本業務の目的を達成するうえで効果的または魅力的な提案があるか。	10点
⑦	経済性	事業目的を達成でき、かつ経済的な見積額の提案となっているか。	20点
合計			100点

(4) プレゼンテーションの実施

①日時：令和6年7月30日（火）

②場所：大刀洗町役場2階 協議会室

③時間：準備5分、提案時間20分、質疑応答10分予定

※詳細な日時や実施時間は、企画提案参加表明後、各社に別途通知する。

※プレゼンテーションに必要なプロジェクタ、スクリーンは本町にて準備する。他の機器（PC等）は参加者が準備すること。

※導入予定のデモ機等の持ち込みも可とする。

※プレゼンテーションは、提案内容を簡潔に分かりやすく説明すること。

※プレゼンテーションに参加できるものは3名までとする。

※プレゼンテーション用の追加資料は受理しない。

(5) 審査結果

審査結果については、すべての参加者に文書で通知する。なお、審査の経緯については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 提案内容の一部変更

採択後、採択された事業者と町との協議により、提案内容を一部変更することがある。

10. 契約等

企画が採択された事業者は、事業実施の候補者として本町と協議のうえ、必要な契約を締結する。

11. 留意点

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (3) 提案書等の提出期限後における、提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外では使用しない。
- (5) 本町から提供する資料以外は、参加者が独自で入手すること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある全ての行為を禁止する。
- (7) 本件において知り得た情報等は、本企画提案に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。
- (8) 提案書等の提出者として、参加者名を公表することがある。
- (9) 提案書等は、プロポーザルの公正性・透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合は、参加者の許可を得て公表することがある。
- (10) 提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とする。
- (11) 本町から受領した資料は、本町の許可なく公表・転載及び引用することはできない。
- (12) 企画提案に関する費用は、全て参加者の負担とする。

12. 問い合わせ先

大刀洗町議会事務局

電話番号 0942-77-4112

電子メール gikaijimukyoku@town.tachiarai.fukuoka.jp